

○加賀市地域医療審議会条例

平成17年12月19日

条例第225号

改正 平成24年9月27日条例第28号

平成26年3月25日条例第35号

(設置)

第1条 本市の地域医療の充実を図ることを目的に、加賀市地域医療審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域医療施策に関する事項について調査審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係医療機関の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(審議会委員の任期)

第4条 審議会の委員(以下「審議会委員」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の審議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、審議会委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会委員委嘱又は任命後の最初の審議会は、

市長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、審議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席審議会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議するために、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 分科会に属すべき審議会委員は、審議会の会長が指名する。
- 4 前項の審議会委員以外の分科会の委員(以下「分科会委員」という。)は、学識経験を有する者等のうちから、審議会の会長の推薦に基づき市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 分科会に会長を置き、当該分科会に属する審議会委員及び分科会委員の互選により定める。
- 6 第4条の規定は分科会委員の任期に、第6条の規定は分科会の会議に準用する。

(顧問)

第8条 審議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 顧問は、審議会の会長から要請があったときは、審議会又は分科会の会議に出席し、審議に関する助言等を行うものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、医療政策担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱し、又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

(加賀市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 加賀市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年加賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

地域医療審議会委員	日額	6,000円
-----------	----	--------

附 則(平成24年9月27日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(加賀市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 加賀市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年加賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略